

ECマルタ

学生ビザ申請についてのご案内



ECに通う長期留学生でビザ申請が必要な場合には、学校で日本語による説明、サポートがあります。但し日本で準備が必要な書類もありますので、下記案内をよく読んで、必要書類を揃えて渡航するようにしてください。また書類の不備が見つかり、日本から取り寄せる必要が発生するケースもありますので、ビザ申請手続きは、渡航後すぐに行うようにしてください。

学生ビザ

マルタに90日以上滞在する日本人は、現地で学生ビザを申請する必要があります。マルタ入国前に他のシェンゲン加盟国を経由して来る場合には、最初のシェンゲン域内入国日より計算してください。

マルタへの入国

マルタで90日以上以上の滞在が記載された学校の書類を持って、ドイツやイタリアなどのシェンゲン域内を経由してマルタに入国する場合、日本の航空会社チェックインカウンター、または経地の航空会社カウンターで、90日以上以上のビザを持っていないことを理由に搭乗を拒否されたり、90日以内への帰国便への変更を条件に、搭乗が認められるケースが一部発生しています。マルタへの入国は、ドバイやトルコ、イギリス等の非シェンゲン国を経由とした方が安心、確実です。

申請時期

申請は入国後8週間以内に済ませるようにしてください(8週間を過ぎて申請した場合、申請が却下される恐れがあります)

発行までの期間

申請から4週間後。但し何らかの事情で遅延が生じる可能性もあります。

滞在許可の出る期間

滞在許可の出る期間はコース期間と同期間となり、最長1年まで申請が可能です。延長により1年以上の滞在も可能ですが、その際はビザの切れる2カ月前までに延長手続きを行う必要があります。また途中ホリデーを取得する等の理由で、滞在期間が申込みコース期間よりも長くなる場合には、学校からのビザレターにその旨が反映されている必要があります。

ビザ申請が必要なのは、90日以上滞在场合ですが、滞在期間が90日を僅かに上回る程度の日数の場合、申請が認められないケースが発生しています。ビザ申請を前提とする場合には、総滞在期間が16週以上になるようにお申込みください。

申請に必要な書類

- 申請書
- 証明写真2枚
- ビザレター
- 滞在先確認書
- 残高証明書
- 現地ATMからのレシート
- 海外旅行(留学)保険付保証明
- パスポート

申請書

学校で受け取ります。また申請前には学校で記載内容の確認を行います。

証明写真

日本の履歴書サイズ(4.5×3.5cm程度)。マルタでも撮影可能です。

ビザレター

パスポートを持参し、学校で申請してください。

滞在先確認書(英文)

ビザ申請期間中の滞在先が確保されていることが証明できるもの。ECの滞在先をお申し込みの場合には学校からのレターに記載されるので、別途用意する必要はありません。外部のアパート等を契約して滞在先の場合には、アパートの契約書等の提出が必要ですが、提出に非協力的な家主もいるため、契約時に十分確認する必要があります。

残高証明書

ユーロ建ての英文証明書の原本を持参下さい。但し銀行手数料の問題等で支障がある場合には円建てでも、また実際の提出はコピーでも可能です。有効期限の点から、日本出発前2週間を切っただけからの発行をお勧めします。

[必要残高]

①全期間の滞在先がお申し込み&支払い済みの場合(ECでお申し込みの滞在先等)
→1日あたり25ユーロ×残高証明書発行日から滞在終了までの日数該当額

②全部または一部期間の滞在先について、費用が未払いの場合(現地で自己手配したアパートで、毎月の家賃払いの場合等)
→未払いに期間については、1日あたり48ユーロで計算

Affidavit Support Form

学生本人名義の残高証明書が提出できない場合には、ご家族名義の証明書が利用できます。その場合にはAffidavit Support Form(別紙)に必要な事項をご記入の上、フォーム署名者(残高証明書名義人)の身分証明書コピー(英文、パスポートが望ましい)と合わせて提出してください。

ATM明細

提出する残高証明書口座から、実際にマルタで現金が引き出せることを証明するために、マルタATMからのレシートが必要で(レシートは提出する残高証明書の銀行口座から引き出したものであることが記されていないと認められません)。

海外旅行保険証書(英文)

ユーロでの補償額及び本人のパスポート番号が記載された付保証明(携帯用のカード類は無効)が必要です。パスポート番号の記載及び付保証明発行は、通常自動発送ではなく、加入した保険会社に別途依頼する必要がありますので、ご注意ください。また英文による約款詳細の提示も必要です。

パスポート: 全ページのコピー(日本での準備推奨)及び原本の提出が必要です。

申請方法

FELTOM(マルタ語学学校連盟)加盟校に通う学生の場合には、FELTOMのオフィスでビザ申請が可能です(地図や詳しい行き方については学校でご案内いたします)。申請は事前予約制になっており、予約は学校を通じて行います。

申請料: 76ユーロ

(ビザ申請代66ユーロ+FELTOM手数料10ユーロ)

申請時にはビザ受領日が記載されたレシートを受け取るので保管、指定日にレシートを持って受け取りに行くようにしてください。

FELTOMを通さずに、直接フロリアーナにあるオフィス(Central Visa Unit)で申請することも可能です。ただしその場合、申請書類、手続き等に問題があった場合に、学校としてサポートできる内容に限りがありますので、ご注意ください。

ECマルタ

学生ビザ申請についてのご案内



よくあるご質問とその答え

■マルタに入国してから90日になる前に、一度マルタを出て再入国をすれば、新たに90日間マルタに滞在できますか？

→シェンゲン加盟国の規定では、「180日間で総計90日まで、シェンゲン加盟国での滞在が可能」となっているため、一度マルタ国外に出ても、新たに90日滞在することはできません。

■ビザがもらえるまでは、マルタ国外に行くことはできませんか？

→ビザ申請中はパスポートを提出する必要があるため、マルタ国外に出ることはできません。また海外旅行、一時帰国等を理由としたビザの例外的早期発行は認められていませんので、旅行等の計画は、必ずビザ発行を受けた後で行ってください。

■途中で旅行に行きたいのですが、ビザ申請で気を付けることはありますか？

→ECでは途中ホリデーの申請が認められていますが、ホリデー期間分をコース延長する場合（総滞在期間が長くなる場合）には、ビザ申請の時点でその期間分を含めた滞在終了日を設定、ビザレターの発行を受けてください。また海外旅行保険は、ホリデーを含めた日数までカバーされるようご用意下さい。

ホリデー期間は8-23週間のコース期間で最大2週間まで、24週間以上のコース期間で最大4週間まで取得可能、1回に取得可能な週数は2週間までとなります。また取得時期はコース期間中とし、滞在期間の最後2週間は必ずコースを受講してください。またホリデー申請時の出席率が80%以下の場合には、ホリデー取得は認められません。

コース終了後に予め取っておいたホリデーを利用しての旅行やマルタ滞在は、ビザの不正取得とみなされるため、ECとしては認めていません。またホリデー取得を前提にビザ申請をした場合には、必ずその週数分のホリデーを取得、消化して下さい。

■学生ビザ取得後にコース期間を短縮してマルタを出国することになりました。ビザはどうなりますか？

→本来申し込んでいたコース期間を短縮した場合（他国ECへの転校を含む）、マルタ移民局への報告義務があり、ビザの期間は新たに設定されたマルタでのコース終了日（帰国日）に変更となります。

■コース終了後（マルタでの学生ビザ終了後）に旅行に行きたいのですが、可能ですか？

→学生ビザ終了後のシェンゲン域内旅行については、明確な規定がなく、可能、不可能の判断は致しかねるため（日本外務省の情報でも各国大使館への直接の確認が推奨されています）、ECではビザ終了後ではなく、ビザ期間内の旅行を推奨しています。ただしイギリス等、シェンゲン域外への旅行は可能です。

■ビザ終了後、一時帰国してまたマルタに行きたいのですが、いつから可能ですか？

→学生ビザ終了後の再入国時期についても明確な規定がなく、「一度シェンゲン域内に出て戻って来たら直後でも大丈夫だった」「3か月置いたら問題無かった」等、事例が報告されているのみです。再入国のタイミングについては、各自の判断で行われるようお願いいたします。

ご注意点

ドイツやイタリアなどのシェンゲン加盟国の都市（空港）を経由してマルタに入国する場合、経由地で入国審査（パスポートコントロール）があります。審査官がマルタでのビザ申請のルールを知らず、「90日以上滞在にもかかわらずビザを持っていない」と指摘されるケースが出ていますので、その場合には次ページ以降のご案内、レターを参考に対応するようにしてください。イギリス経由、ドバイ経由などのシェンゲン域外からの入国の場合には、マルタへの入国審査はマルタで行われます。

ご注意：本資料の情報は2017年4月現在のものであり、今後政府からの事前予告無しに変更になる可能性がございます。申請の際には必ず現地で最新の情報をご確認ください。また当資料の情報や、制度変更に伴って何らかの不利益が生じた場合、ECでは一切の責任は負いませんので、何卒ご了承ください。



マルタ渡航時のご注意点

マルタ入国の際、日本国籍を含む数カ国の国籍保持者の場合、マルタに90日以上滞在する予定で、90日以上滞在の許可(ビザ)を所持していない場合でも、マルタ入国後に滞在許可を申請するという前提で、入国が認められています。

但し一部の国で、出発時の航空会社のチェックインや、シェンゲン域内経由地(パリ、フランクフルト等)でのパスポート審査や航空会社でのチェックインの際に、「90日以上滞在が認められたビザを所持していない」という理由で、チェックインがなかなか認められなかったり、経由地で必要以上に質問を受けたり、ビザ条件が明らかになるまで空港内に留まらなければなかったり、または非シェンゲン国まで移動した上でマルタに入国するようにアレンジされたケースが、ごく稀に報告されています。

万が一同様のケースが起きてしまった場合には、次ページのレターを提示、マルタ入国後に滞在許可申請をするという点を、審査官に伝えるようにしてください。

次ページには、マルタ外務省のホームページ抜粋のビザ規定と、その根拠となるウェブサイトのリンクが記載されています。また現地到着後の滞在許可申請方法については、別途資料を参考に、必要書類を用意した上で渡航されるようにしてください。

また上記のようなトラブルを避けるため、90日以上マルタで留学をされる場合には、出来る限りシェンゲン域内以外の経由地(ロンドン、ドバイ、イスタンブール等)を経てマルタに入国されることをお勧めいたします。



TO WHOM IT MAY CONCERN

MALTA - MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS – WEBSITE: <http://foreign.gov.mt/Default.aspx?MDIS=539>

SECTION: RESIDENCE PERMITS (FOR STUDY PURPOSES) - EXTRACT FROM THE ABOVE LINK

Courses (English-Language)

A third-country national who will be following a course of studies which does not fall within the parameters of (1) will require a residence permit to cover his/her stay in Malta, unless such period of stay is not covered by a visa, or in the case of third country nationals exempt from the visa requirement, such period of stay is less than three (3) months.

In order to enter the territory of Malta, third-country nationals, subject to the visa requirement, must apply for:

- *A short-stay visa (Type C) when applying at representations, where Malta has no consular post. Upon arrival and after the relative application has been submitted and approved, this will be converted into a “fixed-term” residence permit allowing them to pursue their studies.*
- ***A third country national, exempt from the visa requirement, is allowed to remain in Malta and the Schengen territory for an aggregate period of three (3) months from the date of arrival. If therefore, the course is of a longer duration, the third-country national would have to apply for a residence permit to cover his period of studies in Malta.***

Upon arrival in Malta the EC Malta team will assist the student to obtain the Temporary Residence Permit required that will allow the student to follow the booked programme to the end date.

EC Malta

Language House | Marguerite Mangion Street | St. Julian' s | STJ 3180 | Malta
(+356) 2379 0000 | malta@ecenglish.com | www.ecenglish.com

ALTO Association of
Language Travel
Organisations



USA - CANADA - UK - MALTA - SOUTH AFRICA